

令和7年10月31日  
保健福祉政策部  
障害福祉部

## 民間空襲等被害者見舞金支給事業の実施について

### (付議の要旨)

戦後80年にあたり区として民間空襲等被害者に対し労りとお見舞いの気持ちを表すとともに、平和都市として戦争の悲惨さを訴え、恒久平和を願う平和のメッセージを発信するための取組みとして、民間空襲等被害者見舞金支給事業の実施を決定する。

### 1 主旨

民間空襲等被害者に対し、国会では、超党派国会議員の法案作成の動きはあるものの法案の制定がいまだ見通せず、他自治体では独自に見舞金を支給している例もあり、基礎自治体としてこの事業を実施することは時宜にかなった意義がある。戦後80年となり高齢化が進む中、被害者に対し労りとお見舞いの気持ちを表して見舞金を支給することで、国会での法案成立を後押しする。併せて、平和都市として戦争の悲惨さを訴え、恒久平和を願う平和へのメッセージを発信する。

### 2 事業の内容

#### (1) 支給の目的

心と身体に障害や傷跡が残り、長年にわたり多大な苦労や苦痛を受けている民間空襲被害者等に対し、区として戦後80年にあたり労りとお見舞いの気持ちを表すため

#### (2) 支給対象者

昭和16年12月8日から昭和20年9月7日における空襲、艦砲射撃等の戦時災害によって負傷又は罹患したことに起因する障害を現に有する者

- ・身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、7級以上の障害を有する者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害等級のうち、3級以上の障害を有する者
- ・区長が上記に準ずる障害を有すると認める者

#### (3) 支給要件

- ・区内在住者（令和8年1月1日時点において住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている者）
- ・恩給法、援護法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等による給付を受けていない者

#### (4) 支給内容 1人につき3万円の見舞金を支給（1回）

### 3 受付窓口の設置

#### (1) 見舞金申請の案内・受付（区）

見舞金申請及び傾聴希望を受け付ける。

#### (2) 被害者の長年の心情に寄り添った傾聴（一部業務委託予定）

民間空襲等被害者の相談や想いについて傾聴し、内容を取りまとめる。語り部や記録を残すことを希望される方については、平和関連事業へつなげるとともに、被害者の置かれた状況に応じて相談支援機関等の紹介を行うなど必要な支援につなげていく。

### 4 対象者数の想定 90名程度

### 5 認定審査会 学識経験者、医師、その他区長が特に必要と認める者

### 6 条例制定について

民間空襲等被害者見舞金支給事業の実施に関する条例制定の提案を令和7年第4回区議会定例会において行う（条例案は別紙のとおり）。合わせて、必要な規則など関係規程の制定等を行う。

### 7 所要経費 3,126千円

|    |           |                    |
|----|-----------|--------------------|
| 内訳 | 対象者への支給額  | 2,700千円（繰越明許）      |
|    | 審査会委員の報酬  | 198千円（令和8年度当初予算想定） |
|    | 窓口の一部業務委託 | 228千円              |

### 8 第一次申請期間 令和8年1月15日～3月31日 （令和8年度中に再度申請期間を設定する）

### 9 今後のスケジュール（予定）

|           |                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------|
| 令和7年11月   | 福祉保健常任委員会                                             |
| 11月～12月   | 第4回区議会定例会に補正予算案を提案                                    |
| 令和8年1月15日 |                                                       |
| ～3月31日    | 第一次申請期間<br>（令和8年度中に再度申請期間を設定する）<br>（広報紙、HP、掲示板等により周知） |
| 5月        | 認定審査会                                                 |
| 6月下旬      | 見舞金支給                                                 |
| 7月        | せたがや未来の平和館 空襲にかかる企画展                                  |

## 世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、戦後80年に当たり、区として民間空襲等被害者<sup>いたわ</sup>に対し、労りとお見舞いの意を表すために、民間空襲等被害者見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において「民間空襲等被害者」とは、昭和16年12月8日から昭和20年9月7日までの期間における空襲、艦砲射撃等の戦時災害によって負傷し、又は罹<sup>り</sup>患した者をいう。ただし、次に掲げる法律の規定の適用を受ける者を除く。

- (1) 恩給法（大正12年法律第48号）
- (2) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）
- (3) 未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）
- (4) 引揚者給付金等支給法（昭和32年法律第109号）
- (5) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）
- (6) 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）
- (7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）
- (8) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）
- (9) 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成22年法律第45号）

### (対象者)

第3条 見舞金は、令和8年1月1日において区内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき区の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている民間空襲等被害者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、第6条に規定する審査会から見舞金の支給を受ける適格性を有すると認定した答申が区長にあったもの（以下「支給対象被害者等」という。）に支給する。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、7級以上の障害を有する者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害等級のうち、3級以上の障害を有する者
- (3) 区長が前2号に規定する障害を有する者に準ずると認める者

(見舞金の支給額及び支給回数)

第4条 見舞金の支給額は、支給対象被害者等1人につき30,000円とする。

2 見舞金は、支給対象被害者等1人につき1回に限り支給する。

(支給申請)

第5条 民間空襲等被害者は、見舞金の支給を受けようとするときは、区長に申請し、見舞金の支給について区長の第7条に規定する決定を受けなければならない。

(世田谷区民間空襲等被害者見舞金認定審査会)

第6条 見舞金の支給に当たり、専門的見地から戦時災害との因果関係等を審査するため、区長の附属機関として、世田谷区民間空襲等被害者見舞金認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- (1) 見舞金の支給に係る事実の審査に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、見舞金の支給等に関すること。

3 審査会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 前2号に掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者

4 前3項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(見舞金の支給決定等)

第7条 区長は、審査会の答申に基づき、見舞金の支給に関する決定を行う。

(見舞金の支給)

第8条 区長は、見舞金の支給の決定をしたときは、支給対象被害者等に対し、当該支給対象被害者等が指定する口座に見舞金を支給する。

(不正利得の返還)

第9条 区長は、偽りその他不正な手段により見舞金の支給を受けた者があるときは、その者に対し既に支給した見舞金を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。